

2025年7月24日

各位

東京都港区虎ノ門四丁目1番40号  
ピクセルカンパニーズ株式会社  
代表取締役 矢尾板 裕介

元代表取締役吉田弘明氏に対する損害賠償請求等訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、2025年7月22日開催の取締役会において、元代表取締役である吉田弘明氏の在任中の職務執行に関し、会社法第423条第1項に基づく任務懈怠による損害賠償責任および、譲渡制限付株式割当契約に基づき吉田氏に対して割り当てた当社株式の名義変更手続の履行を求める訴訟を、同日付けで東京地方裁判所に提起することを決議し、本日、提起（東京地方裁判所令和7年（ワ）第70387号）いたしましたので、会社法849条5項の規定に基づき、公告いたします。

以上